「長浜市景観条例」の一部改正(案)への パブリックコメント実施結果について

- ○意見募集期間 令和元年10月18日金曜日から11月18日月曜日
- ○提出された意見 1人 1件
- ○意見内容と意見に対する市の考え方

意見概要

住宅の屋根に設置する分まで届出の対象にするというのは、ソーラー発電設置の意欲を減退させ、結果として市民の再生エネルギー活用の意欲を著しく低下させるのではないか。急峻ながけ地や琵琶湖のすぐ近く、重要な道路沿いに大規模なソーラーパネルを建設して通行の安全を脅かしたり、自然景観を損なうような場合にこそ届出・規制が必要ではないか。

意見に対する市の考え方

景観形成重点区域(琵琶湖沿岸や国道365 号沿道の一部など)を除く市全域についてはモジュール面積1,000 ㎡を超える大規模な太陽光発電設備等のみが届出対象となるため、市民の再生可能エネルギー活用の意欲を著しく低下させるものではないと考えています。

景観形成重点区域はこれまでどおり重点 的に景観形成を行うため、一般住宅に設置 されるような小規模なものも届出対象とす ることとしています。